

## FAQ

### (応募要件について・共通)

Q01 本プログラムに、同一機関・法人から複数の提案をすることは可能ですか。

A01. 分野（共創分野／地域共創分野）や実施タイプ（本格型／育成型）を問わず、同一機関・法人を代表機関として、複数の応募は可能です。ただし、この場合は、それらの提案内容は異なる必要があります。

Q02. 企業等が複数の提案に参画することは可能ですか。また、このことに伴い、企業等の同一人物が、研究開発責任者等に就くことに、プログラム上の支障はありますか。

A.02 企業等が複数の提案に参画することは可能です。また、企業等の同一人物が研究開発責任者等に就くことにも、プログラム上の制約は特段ありません。ただしこの場合、複数の提案（プロジェクト）に実質的に関与することができるのか等については、審査の過程等において、必要に応じて確認させていただくことがあります。

Q03. 他の競争的資金制度等に、今回の提案内容と同様の内容で提案している場合、本プログラムに提案することはできますか。

A03. 本プログラムへの提案は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の競争的資金制度等へ提案している場合は、「(様式 5)【他事業の受給・申請状況】」にて、本プログラムへの提案時点での正確な状況を記載してください。なお、不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取消し、委託契約の解除等の措置を講じる場合があります。また、提案内容は必要な範囲において、他の競争的資金制度等の担当者に情報提供を行うことがありますので、予めご了承ください。

Q04. 現在、JST の他事業に採択され、研究を実施していますが、本プログラムに提案することは可能ですか。

A04. 本プログラムに提案することは可能です。ただし、採択拠点における PL、副 PL、研究開発課題リーダー及び研究開発責任者が、JST が運用する競争的資金制度等において研究代表者等や研究参加者等として研究開発課題等に参加している場合は、不合理な重複や過度の集中を考慮して、委託費の調整、および研究開発課題の計画見直し等の調整を行うことがありま

す。(令和2年度以前に採択された研究開発課題等であって、当該研究開発期間が令和3年度内に終了する場合を除きます。)

Q05. 本プログラム採択以前に進行中であった研究内容を、プロジェクトにおける研究開発課題の一部として提案することは可能ですか。

A05. 一律に排除するものではありません。しかしながら、これまでの研究の単なる継続ではなく、本プログラムの趣旨に相応しいものであることや、本プログラムで取り組むことによる新たな発展性が見込まれること等を説明していただくことが必要です。

Q06. 本格型へ提案可能な研究開発期間は何年ですか。研究開発期間が10年以下であっても、本格型への提案は可能ですか。

A06. 本格型の研究開発期間は最長10年度ですので、この範囲において、最適な研究開発期間を設定していただくことが可能です。

Q07. 「拠点運営機構」は必ず設置する必要がありますか。

A07. 代表機関においてプロジェクト・拠点の全体管理を担う組織として、本格型ではプロジェクト開始時点で設置することを必須としています。育成型では、準備段階でも構いません。なお、拠点運営機構の設置に際しては、代表機関の既存の組織・体制(産学連携本部、管理部門、オープンイノベーション機構等)の一部門としても構いませんし、これら既存の組織体制等の兼務者を配置しても構いません。

Q08. プロジェクトリーダー(PL)、副プロジェクトリーダー(副PL)、プロジェクトリーダー補佐(PL補佐;地域共創分野のみ該当)が、代表機関に身分を有するとは具体的にどのような状態を想定していますか。代表機関に雇用されている必要はありますか。

A08. PL、副PL、PL補佐が、それぞれに求められる役割を十分に果たせるのであれば、代表機関での肩書き、出向・派遣・兼務・委嘱等の形態、雇用関係の有無について指定することは特にございませぬ。

Q09. 副PLを複数配置することはできますか。

A09. 副PLは基本的には1名を想定していますが、必要に応じて複数名配置していただいても構いません。ただしその場合は、複数名の副PLそれぞれの役割と必要性を提案書の中で説明

してください。なお、地域共創分野においては、PL 補佐の役割を担う方を副 PL として配置することを可能としています。

Q10. 拠点運営機構の設置責任者として、代表機関の長または担当理事等が就任することが要件とされていますが、ここでいう「等」は何を意味していますか。

A10. 代表機関が大学でない場合にそもそも担当理事が配置されていないことを想定し、公募要領には担当理事「等」と記載しています。この場合、機関の長または理事相当の人員を配置してください。

Q11. 応募の際に、代表機関以外の参画機関の承諾書が必要ですか。

A11. 承諾書を提出する必要はありません。

Q12. 海外機関（大学等、企業等）の参画は可能ですか。

A12. 海外機関が拠点に参画することは可能です。ただし、大学等に相当する研究機関であっても、JST とは委託研究契約を締結できません。

なお、海外企業が拠点に参画する場合、代表機関を含む国内の各参画機関は、当該海外企業に対して「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」（令和元年 6 月 21 日 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)）に準拠した形での連携が求められます。

Q13. 代表機関として海外機関が就くことは可能ですか。

A13. 代表機関として海外機関が就くことはできません。JST は、代表機関との間で委託研究契約を締結することを前提としているため、代表機関は、日本国内に設置する大学等（共創分野）もしくは地域大学等（地域共創分野）に限ります。

#### **（応募要件について・共創分野）**

Q14. 大学等とは、具体的にどのような機関を意味しますか。

A14. 国公立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、国立試験研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校、研究開発を自ら行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発を目的として設立された法人であり、研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）を指します。

一般社団/財団法人等の、大学等に該当することが明らかではない機関・法人が、大学等として参画を希望する場合は、代表機関、参画機関を問わず、e-Radにて応募する前に速やかに事務局までお問合せください。JSTにて大学等に該当するか判定を行い、企業等に該当すると判断された場合は、JSTと委託研究契約を締結することはできません。

Q15. 企業等とは、具体的にどのような機関を意味しますか。

A15. 企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）、及びその他の機関を指します。

#### **（応募要件について・地域共創分野）**

Q16. 地域大学等とは、具体的にどのような機関を意味しますか。

A16. 国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校のうちいずれかであり、幹事自治体と密な連携を取れるような場所にキャンパス等を有するなど、当該キャンパス等が提案プロジェクトの研究開発・拠点形成活動の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関を指します。

Q17. 代表機関にはキャンパスが複数ありますが、幹事自治体と密に連携が取れる場所にキャンパスがあるものの、本部キャンパスは幹事自治体と異なる場所にある場合、「地域大学等」に該当しないでしょうか。

A17. 複数あるキャンパスのうち、幹事自治体と密に連携が取れるキャンパスが、提案プロジェクトの研究開発・拠点形成活動の中核的なサイト（実施場所）となるのであれば、「地域大学等」に該当します。なお「地域大学等」には、地方自治体、企業等とのパートナーシップのもと、自立的・持続的な地域産学官共創拠点の形成に取り組んでいただきますが、4年度目の中間評価において、当該拠点が地域にとって必要な存在と認められているかについて評価されます。

Q18. 幹事自治体とは、具体的にどのような機関を意味しますか。

A18. プロジェクトに参画する地方自治体のうち、プロジェクトの中核となって活動する地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）です。「地域共創の場」の推進に深く関わるとともに、地域のニーズを提示することや、代表機関との人事交流等の関係構築を推進すること等が求められる役割です。

なお、幹事自治体は複数設定することも可能です。

Q19. 参画機関である大学等・企業等も、代表機関や幹事自治体と同じ地域である方が審査に有利になるのでしょうか。

A19. そのようなことは一切ございません。参画機関となる大学等・企業等は、地域に限定されるものではありませんが、参画機関として加わることの必要性、メリット等については、明確に示していただくようお願いします。地域拠点ビジョンの実現に向けて、最適な体制でもってご提案ください。

#### **(提案書の記載について)**

Q20. (育成型)ロードマップは、育成型では実施せず本格型から実施する研究開発課題も記載する必要がありますか？

A20. ロードマップには、本格型で開始する研究開発課題についても、提案時点での見込みの範囲内で記載してください。

#### **(提案書提出までの手続きについて)**

Q21. 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいですか。

A21. 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。書き方のご質問は原則としてメールでお願いいたします。詳しくは、「公募要領の表紙裏(2ページ)」をご参照ください。

Q22. e-Radによる申請にける事務代表者とは、どのような人を指しますか。

A22. 事務代表者は、所属研究機関において e-Rad に係る事務を総括する者のことです。事務代表者は、事務分担者及び研究者の情報を管理します。また、研究者(研究代表者)による応募の承認など、研究管理を行います。(事務分担者を置かなくても構いません。)

Q23. e-Radでの申請は、研究者IDで可能ですか。

A23. 研究者IDでは申請できません。本プログラムは「研究機関単位」による応募となります。所属機関の事務代表者IDでのみ e-Rad から応募情報申請が可能です。

Q24. 提案書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいですか。

A24. 公募締切前であれば、提案書を引き戻して修正することが可能です。ただし、公募締切後は

提案書類が引き戻せなくなりますので、変更することはできません。

Q25. 提案書類の受領書はもらえますか。

A25. 提案書類の受領書はありません。e-Rad では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたこととなります。

#### **(審査について)**

Q26. プログラムオフィサー (PO)、アドバイザー (AD) 等はいつ公表されますか。

A26. PO は、公募要領やホームページ上で公開しております。共創分野の AD 等は、ホームページ上で公表済みです。地域共創分野の AD 等は、選定次第、ホームページ上で公表いたします。

Q27. 審査の結果はどのように通知されますか。

A27. 面接審査及び審査結果の通知等についてのご連絡は、事務担当者(様式 1 に記載いただく方)を経由して行います。(e-Rad の事務代表者とは異なりますのでご注意ください)

Q28. 不採択となった場合、その理由については JST から開示されるのでしょうか。

A28. まず、採否にかかわらず、書類審査・面接審査の結果については、結果が確定次第速やかに、非公開情報として、事務担当者を通じて JST から代表機関に開示します。その上で時期を改めて、不採択の理由についても、非公開情報として JST から代表機関に開示します。

Q29. 採択時には、どのような情報が JST から公表されますか。

A29. 採択時には、プロジェクト名、PL の氏名・所属機関名・役職、代表機関名、参画機関名、プロジェクトの概要について、JST のホームページ等で公表します。

Q30. 個別研究開発課題の課題名や実施体制については公表されるのでしょうか。

A30. 個別の研究開発課題の課題名や実施体制については、JST から公表することはありません。ただし、採択後に、各拠点で作成するホームページ等において、公開していただくことをお願いしています。なお、公開の範囲は、拠点に参画する大学等と企業等とで十分に協議した上、決定してください。

#### **(研究倫理教育に関するプログラムについて)**

Q31. 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A31. 所属機関において実施しているプログラムの内容が十分なものであるかどうかについては、各機関において判断してください。ご不明な点がありましたら、JST 監査・法務部研究公正課(rcr-kousyu[at]jst.go.jp)にお問い合わせください（※[at]を @ に置き換えてください。）

Q32. 倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A32. 提出の必要はありません。ただし所属機関登録で研究倫理教育に関するプログラムを受講予定の方に限り、受講確認書番号を報告していただきます。なお PL は e-Rad による申請時に、PL は「■研究倫理講習に関する受講修了の確認」の個別項目を回答してください。

### **(外部リソース)**

Q33. 外部リソースとは何ですか。

A33. 外部リソースとは、「各プロジェクトがその活動を通じて獲得した民間資金（共同研究費、受託研究費、寄附金、会費等を含む）、企業等から提供されるリソース、及び競争的研究費等の公的な外部資金の総称」を指します。企業等から提供されるリソースには、研究開発資源として、その経済的価値を合理的に金額に換算できるものと、金額に換算できないものの、拠点での研究活動に資する企業の活動が含まれますが、提案書には金額に換算できるリソースのみ記載してください。

Q34. 求められる外部リソースはどの程度ですか。

A34. プロジェクト開始時点では、参画企業等に対し JST からリソース提供の額等を指定することはありませんが、拠点を中心とした産学官連携による研究開発が十分に機能する程度のリソース提供を期待します。

Q35. すでに民間企業と共同研究契約を結んでいる場合は、外部リソースの対象になりますか。

A35. 提案書に記載した民間企業とすでに共同研究契約を結んでいても、変更契約等を行うことで、採択日以降かつ変更契約締結日以降に支出する民間資金を外部リソースとして申請することが可能です。ただし、提案書に記載していない民間企業との共同研究について変更契約する場合は、プロジェクト開始日以降かつ変更契約締結日以降に支出する民間資金を外部リソ

ースとして申請することを認めます。なお、外部リソースとしての証拠書類として、共同研究契約や変更契約等における研究開発費については、1. 共創の場形成支援プログラム採択の拠点で利用すること、2. 利用該当金額、3. 利用該当期間、の3つの項目を確認いたします。

#### (契約)

Q36. 委託研究契約は参画する大学等と締結するとありますが、委託費が企業等に直接支出されることはありますか。

A36. 企業等には、JSTからの委託費は支出されません。また、PLは、委託費の配分権限及び説明責任を持ちますが、これは参画している大学等への配分権限を意味しており、民間企業に委託費を支出するというものではありません。なお、民間企業が大学等と締結した「共同研究契約等」に基づき、大学等で研究開発活動を行う場合、大学等の委託費により研究開発活動を行うことは原則として可能です。その場合、大学等のルールに従い物品等の調達・管理を行ってください。

#### (委託費等)

Q37. 間接経費は、どのような使途に支出することができますか。

A37. 間接経費は、大学等全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、大学等が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申合せ／平成26年5月29日改正）では、以下のように例示されています。

##### (1) 管理部門に係る経費

(ア) 施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

##### (2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費 研究者・研究支援者等の人件



費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

なお、間接経費の配分を受ける大学等においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類※を、プロジェクト終了年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた大学等の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、e-RadによりJSTに報告する必要があります。

※証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位毎の区分経理は必要ありません）。

Q38. 大学等機関が委託費で支出できる人件費の範囲はどこまでですか。

A38. 直接経費による人件費の計上対象は、以下の通りです。

「プロジェクトに参画する研究者等であって、実施計画書に記載されている者（但し、研究開発責任者を除く※）。ただし、大学等において運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。」

※大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお本事業においては、バイアウト経費及び直接経費からの研究代表者（PI）の人件費支出については PL のみを対象といたします。人件費の取り扱いについては、公募要領と合わせ以下にて公開しております事務処理説明書も併せてご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2021/seikatenkaia.html>

○兼業者の取扱いについて

- ・従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、本プロジェクトに該当する部分の人件費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）
- ・裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。「エフォート」は、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」となります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれます。

○雇用に関する留意事項

- ・雇用契約書・従事日誌等の雇用関係書類を整備し、本プロジェクトにかかる従事状況を適切に把握・管理してください。
- ・プロジェクト開始以前の人件費は計上できません。
- ・研究開発遂行上、必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるよう配慮願います。
- ・学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。

Q39. 外部企業等への外注や再委託は可能ですか。

A39. 研究開発要素を含まない解析等の請負契約は可能です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則禁止です。再委託が必要となる場合は、速やかに JST までご相談ください。

Q40. 直接経費として計上できない経費にはどのようなものがありますか。

A40. 以下の経費は直接経費として支出できません。

- ①当該プロジェクトの研究開発目的に合致しないもの
- ②間接経費による支出が適当と考えられるもの

例：

- ・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ・研究開発実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究開発の従事者（時間給含む）以外の人件費（事務員など）
- ・学会等の年会費、食事代、懇親会費
- ・会社設立に必要な経費
- ・合理的な説明のできない経費

など

Q41. 研究費とプロジェクト推進経費の比率に制限はありますか。

A41. 比率の制限を一律に定めることはいたしません。プロジェクトの目的達成のために必要十分な経費を計上してください。

Q42. 「研究開発経費」と「プロジェクト推進経費」間の経費流用は可能でしょうか？

A42. 「研究開発経費」と「プロジェクト推進経費」の間の流用額が 500 万円を超えるときは事前に JST 課題担当へ相談してください。詳細は令和 3 年度委託研究事務処理説明書（補完版）をご確認ください。

[https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021\\_kyosonoba\\_hokan.pdf](https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021_kyosonoba_hokan.pdf)

#### **（繰越について）**

Q43. 委託費を繰越して次年度に使用することはできますか。

A43. 複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、JST への返金を行わず大学等に委託費を残したまま繰越を行うことが可能です。詳細は令和 3 年度委託研究事務処理説明書（共通版）をご確認ください。

### **(取得財産の管理)**

Q44. 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。

A44. JST が支出する委託費により、大学等が取得した設備等は大学等に帰属させることが可能です。なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

### **(知的財産権の帰属等)**

Q45. 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。

A45. 原則として JST は権利を持ちません。研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進するシステム・体制等の整備状況（知的財産の取扱いルールや人材育成システム等）をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。そのため、PL は、企業等及び大学等の協議を踏まえ、企業等が参画することへの価値を提供できる具体的な知的財産の取扱いルールについて検討していただきます。

### **(研究開発計画・実施体制の変更)**

Q46. 研究開発期間中に研究計画を変更したい場合はどうすればよいのですか。

A46. 研究開発期間中に研究開発計画の変更（参画機関の追加を含む）が必要となった場合は、速やかに JST にご相談ください。

Q47. 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に記載の内容はすべて実施する必要がありますか？

A47. JST は産学連携マネジメント改革に一律の実施条件を課すことはありません。拠点の現状にあわせた自主的な計画を策定し、実行してください。

Q48. プロジェクト実施期間中、PL は移籍などの事由により所属機関が変更になった場合でもブ

プロジェクトを継続できますか。

A48. PLが異動する場合でも、クロスアポイントメント制度等により代表機関での活動が可能であれば、プロジェクトを継続することは可能です。

Q49. プロジェクト実施期間中に定年退職を迎える場合でも、PLを務めることができますか。

A49. PLはプロジェクト実施期間中、代表機関において、継続して活動ができることが前提となります。

Q50. プロジェクト期間中、PLを交代させることは可能ですか。

A50. 可能です。ただし、その際はJSTに事前申請いただき、プロジェクトが続行可能かどうか審査を行います。

Q51. プロジェクトを途中で中止することはできますか。

A51. 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、代表機関の都合により途中でプロジェクトを中止することはできません。代表機関の都合により中止する場合、支出した委託費の返還を求める場合があります。なお、プロジェクト実施期間中、JSTが研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

### **(研究成果等の報告及び発表)**

Q52. 研究開発成果等についてどのような報告書を作成するでしょうか。

A52. 毎年度、拠点ごとに実施報告書を提出していただきます。JSTと委託研究契約を締結する大学等には、代表機関がとりまとめの上、経理関連の各報告書を提出していただきます。評価時には実績報告書を提出していただきます。

Q53. 成果の発表とは、具体的にどのようなことをするでしょうか。

A53. 本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各拠点が定める運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学会、マスコミ等に広く公表する等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、プロジェクト実施期間又は終了後においても、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。なお、新聞、図書、雑誌又は論文等による成果の発表に際しては、事前にJSTへ連絡を行うとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJSTに提出してください。